

鹿児島県個人及び一般家庭・コミュニティ・市町村における新型インフルエンザ対策ガイドライン



平成19年12月

鹿児島県保健福祉部

目 次

1	基本的な考え方	1
2	新型インフルエンザに関する基礎知識	2
3	個人や家庭における新型インフルエンザ対策	7
4	市町村の役割	13

1 基本的な考え方

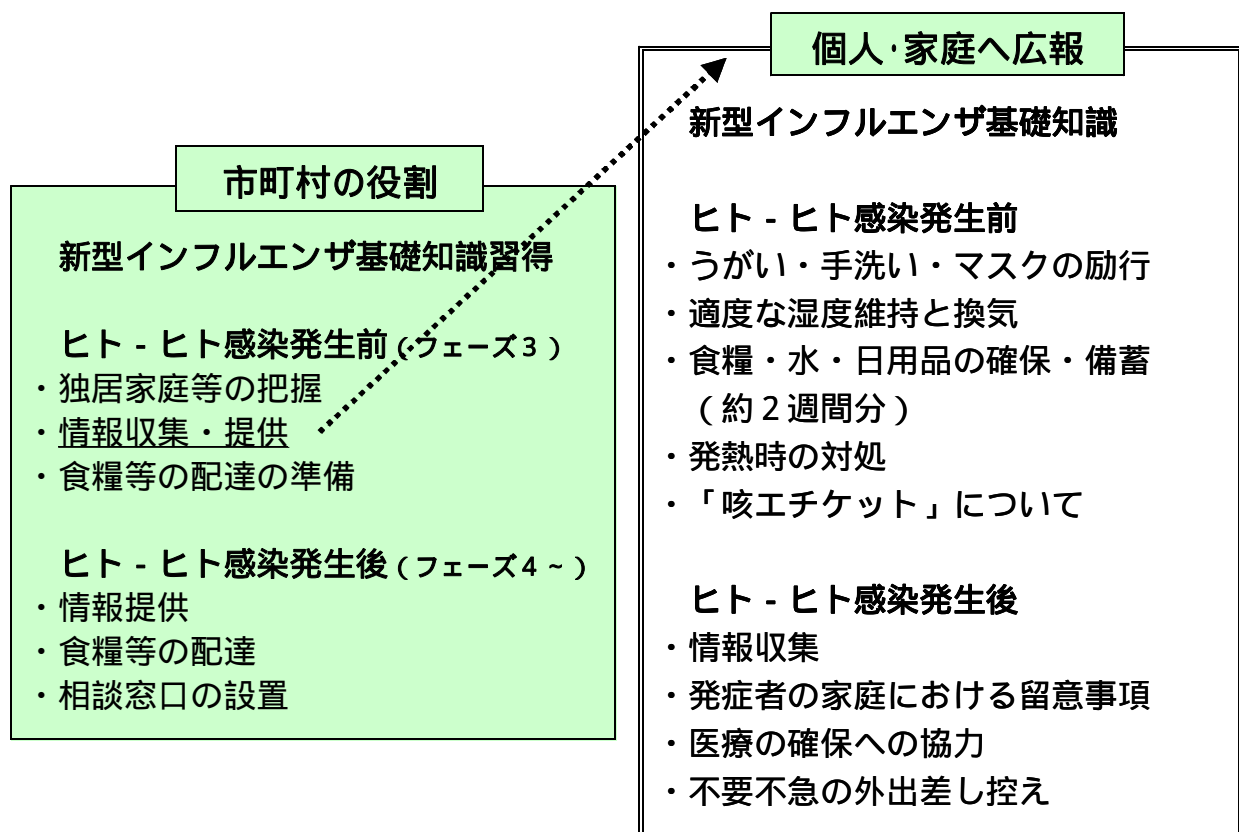
新型インフルエンザ対策は行政や医療機関のみならず，個人や一般家庭のレベルにおいても，予防対策や罹患しても感染を広げないように努めることが大切です。

一人ひとりの対策が，集落や市町村レベルの感染拡大防止につながることから，県はもちろん，市町村においても，予防対策や新型インフルエンザが発生した後の地域封じ込め対策，並びに感染拡大防止対策について広く周知する必要があります。

それとともに，市町村においては，住民が生活していく上での不安の解消となるような対策を整備しておくことも重要です。

このガイドラインは，個人及び一般家庭への周知，市町村における住民に対する対策の参考となるよう作成しました。

新型インフルエンザの大流行は，必ずしも予測されたように展開するものではなく，発生する事態も様々であると想定されるため，今後の情勢の変化等を踏まえて，ガイドラインは，随時見直し，必要に応じて修正を加える予定です。



県民の方々へのお知らせ

2 新型インフルエンザに関する基礎知識

(1) 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザウイルスとは、動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスがヒトに感染し、ヒトの体内で増えることができるように変化し、ヒトからヒトへと感染するようになったものをいいます。

新型インフルエンザウイルスはいつ出現するのか、誰にも予測することはできません。人間にとっては未知のウイルスであり、人間が免疫を持っていないということだけでなく、そのウイルスの毒性が非常に強い可能性があります。

毒性が強いウイルスが身体の中に増殖すると、防衛機能も効かず短期間で死にいたることになり、それとともにヒトからヒトへも感染して広がり、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性があります。

このような例の一つとしてスペイン風邪（スペイン・インフルエンザ）（1918年 - 1919年）があります。世界では人口の25～30%が罹患し、4,000万人が死亡したと推計されており、日本では2,300万人が感染し、39万人が死亡したと記録されています。その記録から、大流行が起こると多くの人々が感染し、医療機関は患者であふれかえり、国民生活や社会機能の維持に必要な人材の確保が困難になるなど、様々な問題が生じることが考えられます。

スペイン風邪では、約11カ月で世界中に感染が拡大したと伝えられています。現代社会では、人口の増加や都市への人口集中、飛行機などの高速大量交通機関の発達などから、世界のどこで発生しても、より短期間に広がると考えられています。

日本以外の国での大流行であったとしても、日本企業の海外進出も著しく、人的交流も盛んなため、日本だけが影響がないことはありえず、したがって、普段からの対策と準備が必要となります。

(2) 新型インフルエンザの症状・感染経路・治療

ア 症状

新型インフルエンザの症状は起こって見ないとはいきりしませんが、通常のインフルエンザと同じ、発熱、呼吸器症状、全身の倦怠感、四肢の関節痛、消化器症状、神経症状など全身の症状が出るといわれています。

イ 感染経路

通常のインフルエンザと同じように飛沫感染、接触感染、空気感染が考えられており、感染の可能性がある期間は、発症した日の24時間前より、解熱した日を0日目として解熱後7日目（患者が12歳以下の場合は発症した日を0日目として発症後21日目）までです。

飛沫感染とは

ウイルスを含んだ大きな粒子（飛沫）が咳・くしゃみ・会話などにより飛散し、他の人の鼻や口の粘膜あるいは結膜に接触することにより感染します。

飛沫は空気中を漂わず、1～2メートル程度しか到達しません。

接触感染とは

皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間に介在する環境などを介する間接的な接触により感染します。

空気感染

ウイルスを含んだ小さな粒子（飛沫核）が拡散し、これを吸い込むことによって感染します。

ウ 治療

まず、地域の保健所に連絡をして、保健所が指定した「感染症指定医療機関」や「発熱外来（県内で新型インフルエンザが発生したら稼働することになっている）」を指定された方法で受診してください。

通常のインフルエンザか、新型インフルエンザの可能性があるのか医師が診断します。そのための検査も行います。

治療については、現在のところインフルエンザの治療に使われている抗インフルエンザウイルス薬（商品名：タミフル等）が有効と考えられています。

(3) 新型インフルエンザの発生の段階

新型インフルエンザはフェーズ1からフェーズ6まで発生段階に分けるとともに、その発生地域によってAを国外、Bを県外、Cを県内と分けて表現しています。

このガイドライン作成の現在は、海外において鳥類と濃厚接触のあった者への鳥インフルエンザウイルスの感染が確認されている段階であり、いわゆるフェーズ3Aの段階です。

表1 新型インフルエンザ対策のフェーズの概要

段階	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5	フェーズ6
国外	1 - A	2 - A	3 - A	4 - A	5 - A	6 - A
県外	1 - B	2 - B	3 - B	4 - B	5 - B	6 - B
県内	1 - C	2 - C	3 - C	4 - C	5 - C	6 - C
対策目的	新型インフルエンザ出現防止			県内発生の早期把握及び拡大防止	拡大防止	感染のコントロール及び被害の最小化
準拠指針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ対策行動計画 ・ 新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降） 		

フェーズ

フェーズ1： ヒトから新しい亜形のインフルエンザは検出されていないが、ヒトへ感染する可能性を持つウイルスが動物に検出。

フェーズ2： ヒトから新しい亜形のインフルエンザは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクが高いウイルスが動物に検出。

フェーズ3： ヒトの新しい亜形のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない。

フェーズ4： ヒトからヒトへの新しい亜形のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている。（小規模発生）

フェーズ5： ヒトからヒトへの新しい亜形のインフルエンザ感染が確認され、大きな集団発生がみられる。パンデミック発生のリスクが高まる。（中規模発生）

フェーズ6： パンデミックが発生し、世界の一般社会で急速に感染が拡大している。（大規模発生）

(4) 行政の取組

ア 国の対策

- ・平成17年11月にWHOのパンデミックフェーズ分類を参考にした「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定・公表しました。
- ・新型インフルエンザの発生段階の具体的な対策を示すために、平成18年6月に「インフルエンザウイルス(H5N1)ガイドライン - フェーズ3 - 」を、平成19年3月に「新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)」を策定・公表しました。
- ・「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、発生を想定した行動訓練等を行っています。
- ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、医療体制の整備やプレパンデミックワクチンの製造・備蓄など、日本国内への侵入に備えた対策を行っています。

イ 県の対策

- ・平成17年12月に「鹿児島県新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成19年2月に「インフルエンザ(H5N1)対応マニュアル - フェーズ3 - 」を策定・公表しました。
- ・新型インフルエンザ発生時には、知事をトップとした対策本部を設置して、関係機関の協力を得て総合的に対応します。
- ・新型インフルエンザが発生した段階における対策について「鹿児島県新型インフルエンザフェーズ4以降の各種対応ガイドライン(案)」を策定・公表しました。
- ・県内で発生した場合に医療機関を受診する患者の治療薬として、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄しました。
- ・新型インフルエンザ対応医療機関として、第2種感染症指定医療機関、結核病床を持つ医療機関、パンデミック(大流行)時協力医療機関(入院可能病床を約1,400床確保)を、医師会の協力を得て、県内各地で対応をお願いしています。
- ・新型インフルエンザ発生の早期把握のため、県内の医療機関の協力を得て新たなサーベイランス監視体制を整備しました。
- ・国内外で新型インフルエンザが発生した場合、相談窓口として、県健康増進課にコールセンター、各保健所に発熱相談センターを設置することとしています。
- ・国内外で新型インフルエンザが発生したら、二次医療圏域に少なくとも1カ所の発熱外来を設置します。

ウ 市町村の対策

- ・市町村ごとに、新型インフルエンザ発生に関する実施計画やマニュアルの作成を行い、新型インフルエンザ感染対策の整備を行うことになっています。
- ・新型インフルエンザに関する情報を随時提供する予定です。
- ・新型インフルエンザの流行時には相談窓口を設置する予定です。

(5) 県民の協力

一人ひとりの行動の重要性

新型インフルエンザが発生した場合には、感染していない人が感染者に近距離で接触することによって感染が広がるため、たった一人の不注意な行動がきっかけとなり、新型インフルエンザがまん延する恐れがあります。

一人ひとりの自覚

新型インフルエンザに関する知識を持ち、予防対策・感染拡大防止のための対策や自分たちの地域を守る心構えが必要です。

情報収集の重要性

新型インフルエンザ発生に関する情報をもれなく入手するためには、県や市町村が提供する情報に注意することが重要です。

提供方法は、県や市町村のホームページ、テレビ・新聞等のマスメディアによりますが、早期対応戦略として発生した地域で新型インフルエンザ封じ込めを行う時には、広報車による広報にも注意が必要です。

正しい知識の習得

新型インフルエンザに関する知識や、感染は誰にでも起こる可能性があること等、正しい知識を習得し、新型インフルエンザ患者に対する偏見や差別を持たないようにします。

不要不急の外出の差し控え

感染拡大を極力回避するために、食料等の生活必需品の買出しや独居家庭の見回りなど、止むを得ない外出以外の不要不急の外出は極力差し控えます。

外出の差し控えは地域によって事情が異なることが多いため、市町村が主導して、各町内会等で自主的に決定することになります。

マスクの着用，うがい，手洗いの励行

ウイルスは、くしゃみや咳により1メートル四方に飛散することから、そばに

いる人の顔や衣服に付着したり，呼吸により気道に入ります。そのため，日頃から，人に移さないよう，また人から感染しないように，マスクの着用，うがいや手洗いを徹底して行いましょう。

適度な湿度維持と換気

ウイルスは飛散中に水分を失うと，飛沫核となり長い間空中に浮遊し続けることが可能になります。

それを防ぐため，適度な湿度の維持と換気に努めましょう。

(6) 県の情報提供

ア 情報提供は，次の機関が行います。

機関名	所在地	電話番号
県健康増進課	鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1	0 9 9 - 2 8 6 - 2 7 2 4
鹿児島市保健所	鹿児島市鴨池二丁目 2 5 - 1 - 1 1	0 9 9 - 2 5 8 - 2 3 2 1
指宿保健所	指宿市十二町 3 0 1	0 9 9 3 - 2 3 - 3 8 5 4
加世田保健所	南さつま市加世田村原 2 - 1 - 1	0 9 9 3 - 5 3 - 2 3 1 5
伊集院保健所	日置市伊集院町下谷口 1 9 6 0 - 1	0 9 9 - 2 7 3 - 2 3 3 2
川薩保健所	薩摩川内市隈之城町 2 2 8 - 1	0 9 9 6 - 2 3 - 3 1 6 5
出水保健所	出水市昭和町 1 8 - 1 8	0 9 9 6 - 6 2 - 1 6 3 6
大口保健所	大口市里 5 3 - 1	0 9 9 5 - 2 2 - 2 1 1 1
始良保健所	霧島市隼人町松永 3 3 2 0 - 1 6	0 9 9 5 - 4 4 - 7 9 5 6
志布志保健所	志布志市志布志町志布志 2 - 1 - 1 1	0 9 9 - 4 7 2 - 1 0 2 1
鹿屋保健所	鹿屋市打馬 2 - 1 6 - 6	0 9 9 4 - 4 3 - 3 1 0 7
西之表保健所	西之表市西之表 7 5 9 0	0 9 9 7 - 2 2 - 0 7 7 7
屋久島保健所	屋久島町安房 6 5 0	0 9 9 7 - 4 6 - 2 0 2 4
名瀬保健所	奄美市名瀬柳町 2 - 1	0 9 9 7 - 5 2 - 5 4 1 1
徳之島保健所	徳之島町亀津 4 9 4 3 - 2	0 9 9 7 - 8 2 - 0 1 4 9

イ 県のホームページのアドレス

<http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/kenko-iryo/index.html>

ウ 国の情報提供

インターネットは，以下のサイトを参考にしてください。

- ・厚生労働省ウェブサイト（Q&A など） <http://www.mhlw.go.jp/>
- ・国立感染症研究所のウェブサイト（専門的） <http://www.niid.go.jp/niid/index.html>

- ・ 同研究所の感染症情報センターのウェブサイト <http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- ・ 検疫所のウェブサイト <http://www.forth.go.jp>
- ・ 外務省「海外安全ホームページ」 <http://www.anzen.mofa.go.jp>

3 個人や家庭における新型インフルエンザ対策

(1) 新型インフルエンザ発生前の準備

新型インフルエンザの流行は、いつ起こるかは誰にも分からず、また起こったときにどうなるかも誰にも分かりません。重大な被害が起こることも考え、流行前にできることを準備しておくことが大切です。

そのためには、まず、通常のインフルエンザを防ぐことが大事です。

通常のインフルエンザは、感染した人の咳、くしゃみ、つばなどの飛沫とともに放出されたウイルス、もしくは乾燥し空気中を漂流しているウイルスを吸入することによって感染しますので、以下のことを実行することが大事です。

ア マスクの着用

- ・ 熱、咳、くしゃみ等の症状のある人には必ずマスクを着けること。
- ・ このような人と接する時には、マスクを着けること。

イ 手洗いの実施

- ・ 咳やくしゃみをおさえた手、鼻をかんだ手は直ちに洗うこと。

「咳エチケット」の勧め

- * 咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れてください。
- * 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整えましょう。
- * 咳をしている人にマスクの着用を促しましょう。
マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療現場にて使用される「サージカルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられています。
一方、健常人がマスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意が必要です。
- * マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用しましょう。

ウ うがいの実施

- ・外出後は必ずうがいを実施すること。

エ 適度な湿度の維持

- ・室内の乾燥を防ぐために、適度な湿度を保つこと。

オ 適度な換気

- ・定期的に外気との空気交換を図ること。

カ 外出時の注意

- ・流行地への渡航，人混みや繁華街への外出を控えること。

キ 免疫力を高める

- ・十分に休養をとり，体力や抵抗力を高めること。
- ・バランスの良い食事を摂ること。
- ・規則的な生活をし，感染しにくい状態を保つこと。

ク 予防接種の実施

麻疹（はしか）や通常のインフルエンザ等，発熱性の疾患については法に基づく予防接種を行い，新型インフルエンザとの重複感染を予防すること。

（２）大流行（パンデミック）への準備

ア 新型インフルエンザが日本国内や地域で広がり始めた時には，それらの影響を最小限に押さえるために，以下のことを，県や市町村が呼びかけます。

- ・感染した場合の自主的な自宅待機
- ・同居家族が感染した場合の，他の家族の自主的な自宅待機
- ・一定期間の学校の閉鎖
- ・集会等の延期
- ・地域での人と人との接触機会を減らすための外出の自粛
- ・事業所や職場の時間差勤務，電話会議，交代勤務

イ 家庭内での取り決め

家族が感染し一定期間自宅待機になった場合，学校が長期に休みになった場合，また勤務状況の変更を余儀なくされた場合などについて，家庭内でどのように役割を分担し家庭を維持していくか，各家庭で計画を立てておきましょう。

ウ 職場への連絡方法

突然仕事を休むことになった時の連絡について，勤務先と相談しておくことが必要です。

エ 生活必需品の準備

大流行は，日本だけではなく，海外でも同時に発生するため，輸入が減少したり停止することにより，種々の生活必需品が手に入らなくなることがあります。

また、感染を防ぐためには不要不急の外出をしないことが原則であることから、最低限（2週間程度）の食糧・日用品等は準備しておきましょう。

個人での備蓄物品の例

1 食糧（長期保存可能なもの）の例

（1）主食類

米

乾麺類（そば，ソーメン，うどん等）

切り餅 コーンフレーク・シリアル類 乾パン

（2）各種調味料

（3）その他

レトルト・フリーズドライ食品 冷凍食品（家庭での保存温度ならびに停電に注意） インスタント麺類 缶詰 菓子類 ミネラルウォーター ペットボトルや缶入りの飲料

2 日用品・医療品の例

（1）常備品

常備薬（持病の処方薬，胃薬，痛み止め，その他） 絆創膏（大・小） ガーゼ・コットン（滅菌のものとそうでないもの） 解熱鎮痛剤（アセトアミノフェンなど）薬の成分によっては，インフルエンザ脳症を助長する可能性があることから，購入時に医師・薬剤師に確認しましょう。

（2）インフルエンザ対策の物品

マスク ゴム手袋（破れにくいもの） 水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）
漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある） 消毒用アルコール

（3）災害時のための物品（あると便利なもの）

懐中電灯 乾電池 携帯電話充電キット ラジオ・携帯テレビ カセットコンロ・ガスボンベ トイレトペーパー ティッシュペーパー キッチン用ラップ アルミホイル 洗剤（衣類・食器等）・石鹼 シャンプー（ドライシャンプー）・リンス 保湿ティッシュ（アルコールのあるものとないもの）
生理用品（女性用）ビニール袋（汚染されたごみの密封に利用）

(3) 新型インフルエンザが発生した時からの対応(ヒト-ヒト感染発生時以降)

ア 情報収集

(ア) 情報の種類

- ・国・地方自治体の提供する情報
- ・企業が提供する情報(商業ベースのものとそうでないものがある)
- ・マスコミが提供する情報

(イ) 情報の媒体

広報・新聞・雑誌・テレビ・インターネットなど

(ウ) 情報への冷静な対処

情報の中には信憑性・根拠に関して問題のあるものもあり、特に噂情報には虚偽のものが含まれることが多く、こうした情報を過度に信用してパニックが起こらないように正確な情報を収集し、冷静に対応することが重要です。

イ ワクチンや薬の優先的投与への理解

医療や治安、ライフラインの維持などは国民生活を守るためには必須であり、これらが途絶えると直ちに社会生活や経済に深刻な影響を及ぼします。

そのため、新型インフルエンザ流行前に接種されるプレパンデミックワクチンや、予防投与される抗インフルエンザ薬(商品名:タミフル)に関しては、医療従事者や社会機能の維持を担当する方に優先的に投与する可能性のあることを理解しておきましょう。

社会機能維持者の具体的範囲等については、今後、国が、専門家や関係省庁の意見を聞いた上で、医療従事者と社会機能維持者に該当すると考えられる職種及び業種を定めることになっています。

ウ 一般的な注意事項

学校は一定期間休校になることがあるが、学校に行かない子どもたちが、地域で多数集まると休校の意味がなくなるため、多数で接触しないようにする必要があります。

地域での感染を抑制するために、人がたくさん集まる催し物は可能な限り延期するか、直接対面しない方法を考えましょう。

タクシー、バス、電車等公共の乗り物は感染拡大防止の観点からなるべく利用をせず、やむを得ず利用する場合は、自衛のためにマスク着用を心掛けましょう。

大流行の時に、まだ感染していないヒトがマスクをして効果があるかどうかは、医学的に共通認識が得られていないが、少なくとも発症した人がマスクをすることによって人に感染させないという効果は認められています。そのため、少なくとも自分が発症した場合には、必ずマスクをしましょう。

自分の住んでいる町内会等に協力をしましょう。

町内会等は食料をはじめとする物資の配給等の拠点になることも想定されていることから、自らの身を守ると同時に地域の安全を守ることも大切です。

エ 家族に新型インフルエンザが発症（発症を疑わせる症状を呈する者を含む。）した場合

自分または家族が、発熱・咳・のどの痛み・全身症状等などの「かぜ症状」を呈した場合には、その症状が新型か、インフルエンザによるものか、またインフルエンザであってもどの型であるかは、検査をしなければ分かりません。

「かぜ症状」があつて病院を受診する場合、事前連絡せず安易に医療機関を受診すると、新型インフルエンザであった場合は、待合室等で他の患者等に感染させる「二次感染」の恐れがあるため、マスクを必ず着用しましょう。

受診に際しては、まず、近くの保健所（発熱相談センター）や市町村に連絡し、そこで紹介された医療機関（新型インフルエンザ対応医療機関や発熱外来）を受診しましょう。

新型インフルエンザや新型インフルエンザ対応医療機関、発熱外来等に関する情報が、県（保健所を含む）、市町村から提供されるので、情報に注意しましょう。

医療機関を受診するときはもちろん、外出時、家庭内でも、咳をする際には「咳エチケット」に十分注意をして、周囲に感染（二次感染）させないように心掛けることが必要です。

患者に接触した家族や友人などは自宅待機を要請されることがあります。

また、状況に応じて予防薬が配布されることがあるため、県（保健所を含む）や市町村からの連絡に気をつけましょう。

発生した新型インフルエンザの状況によるが、大流行時に入院を要する重症患者が増えた時には、症状が軽い人は、自宅で療養をすることになります。

患者は極力個室で静養させ、家族の居室と別にするなどの工夫が必要す。また、消毒に関しては、消毒用アルコールが有効であり、家庭内の消毒に用いてかまいません。

隣人や勤務先、友人などに感染させないように、一定期間の自宅待機が要請されることがあるが、新型インフルエンザは人から人へ感染し、住んでいる地域全体に感染が拡大し、地域が混乱する事態も予想されることから理解が必要です。

オ 医療の確保への協力

大流行時には一時的に大量の医療に対する需要が起こるため、医師を始めとする医療従事者や薬剤・医療資材の供給体制等、医療を支える環境が極端に弱くなることが予想されます。

また、大流行の時でも、生命に関わる救急の患者や人工透析などの継続的な治療が必要な患者、事故などによる重度の救急患者等がいることから、不要不急の医療機関受診や軽症での救急車要請は控え、継続的に治療が必要な患者や重度の救急患者の医療の確保に協力することが重要です。

「発熱相談センター」

発熱を有する患者からの相談を受ける施設で、県が保健所等に設置します。

「新型インフルエンザ対応医療機関」

新型インフルエンザ患者の治療や入院に協力いただける病床を有する医療機関であり、第2種感染症指定医療機関、結核病床を持つ医療機関、パンデミック時協力医療機関を総称しています。

「発熱外来」

発熱を訴える患者に対し、他の症状の患者から隔離した場所で外来診察を行うシステムです。新型インフルエンザ感染・発症を否定されれば通常の外来での診察になり、新型インフルエンザであれば新型インフルエンザ対応医療機関等への入院措置等がとられることになります。

市町村の対応

4 市町村の役割

(1) 新型インフルエンザ発生前に準備すること

ア 要支援が必要な家庭等の把握

市町村は町内会，保健センター，社会福祉協議会等と協力し，独居家庭や高齢者世帯，障害者の世帯等新型インフルエンザの感染で生活に支障を来すリスクの高い世帯の把握に努める。

イ 必要物品の確保

新型インフルエンザの在宅患者を訪問するため，職員の人数分のマスクや雨靴等を用意することが必要である。

ウ 情報収集・提供

情報を収集し，県保健所と連携しながら，地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるような体制を整えることが重要である。

また，感染者の社会的な差別や偏見が起こらないように，感染症は誰にでも罹患する可能性があること等，広報等を通じて住民に啓発することも重要である。

エ 食料等の配達の準備

新型インフルエンザが発生した場合，感染の原因となる接触を減らすために外出の制限，特に感染者周辺地域の住民への自宅待機を要請した場合には，そこに住む住民が食料等の生活必需品の入手が困難になることを考え，場合によっては市町村が生活必需品の配達等も検討することが必要となる。

オ 食料等必要物品の供給計画の策定

必要な物品の量，供給体制，供給に必要な人材確保と感染対策，供給する対象住民の選定等は地域によって事情が異なるため，各市町村が作成する新型インフルエンザ対策マニュアル等の中で明記しておく必要がある。

カ 要援護者等への配慮

自力で必要物品の確保が難しい要援護者等に対しては，市町村の保健主管課，福祉担当課等が連携して支援する体制を整えておくことが必要である。

キ 物品の供給体制の検討

(7) 町内会の代表が配布する方法

体育館や公民館等ある程度広い施設で物資を割り当て、町内会等の代表者に受け取りに来ていただき、その代表者が各町内会に帰って各世帯を回って直接配付する方法

(イ) 市町村職員が配布する方法

人口の少ない市町村では職員等が、各世帯に物品を配付する方法が考えられる。例えば、水源の枯渇や災害などによる給水制限時に、給水車等で水の配給を行うことがあるように、そのような形式も市町村の取るべき一つの方法である。

(2) 新型インフルエンザ発生後の対応（ヒト - ヒト感染発生時以降）

ア 情報提供

地域住民の混乱を避けるために、県と連携をして、必要不可欠な情報を適宜提供する。根拠のない虚偽の噂情報や差別につながる情報を監視することも重要である。

イ 食料等の配付

外出ができない者等のために、あらかじめ策定した供給計画に基づき、町内会、自治会等と連携して、生活必需品の配付を円滑に行う。

ウ 相談窓口の設置

住民からの専門的な相談は、新型インフルエンザ発生のフェーズ4の段階から、保健所が行うが、新型インフルエンザ患者が県内で発生した場合には、市町村にも多くの相談が寄せられることが想定されることから、市町村にも相談窓口を設置することが望まれる。

具体的には、市町村保健センターに専用相談窓口・専用相談電話等を設ける。

なお、疾患に関する相談のみならず、生活相談や自治体の行う対応策についての質問に至るまで、出来る限り広範な内容の相談・問合せを受ける体制を整えることも必要である。